

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案参照条文

目次

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号（和訳）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千三百三十三号（和訳）（抄）	1
○国際連合安全保障理事会決議第千三百九十号（和訳）（抄）	2
○国際連合安全保障理事会決議第千九百八十八号（和訳）（抄）	2
○国際連合安全保障理事会決議第千九百八十九号（和訳）（抄）	3
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）（抄）	4
○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	7
○資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）（抄）	11
○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	12
○小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（抄）	12
○航空法（昭和二十七年法律第百三十一号）（抄）	13
○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	13
○簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）（抄）	14
○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）（抄）	14
○農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）	14
○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号）（抄）	15
○警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（抄）	15
○警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）（抄）	16

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案参照条文

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号（和訳）（抄）

4 更に、2の規定の実施のためにすべての国が次の措置をとることを決定する。

(a) (略)

(b) タリバーンによって直接若しくは間接に所有され若しくは管理された財産又はタリバーンによって所有され若しくは管理された事業から生じた資金を含む資金及び他の財源であつて6の規定によつて設立された委員会が指定したものを凍結し、人道上の必要性に基づき当該委員会が個々の事例に即して認めた場合を除くほか、当該資金及び他の財源並びに当該委員会が指定した資金及び財源が、自国の国民又はその領域内にいる者により、タリバーンの利益及びタリバーンによつて直接又は間接に所有され又は管理された事業の利益のために利用可能となることがないよう確保すること。

6 すべての安全保障理事国により構成される安全保障理事会の委員会を同理事会の仮手続規則二十八に従つて設立することを決定する。当該委員会は、次の任務を遂行し、並びに意見及び勧告を付してその活動について同理事会に報告する。

(a) (略)

(e) 4の規定によつて課せられた措置をとることを促進するため、同規定において言及されている航空機並びに資金又は他の財源を指定すること。

(f) (略)

○国際連合安全保障理事会決議第千三百三十三号（和訳）（抄）

8 すべての国が、更に次の措置をとることを決定する。

(a) (略)

(c) オサマ・ビン・ラーデン並びに委員会により指定される同人と関係を有する個人及び団体の資金並びにその他の財政的資源（アル・カイダ組織におけるものを含む。また、オサマ・ビン・ラーデン並びに同人と関係を有する個人及び団体により直接に又は間接に所有され又は管理される資産から生ずる資金を含む。）を遅滞なく凍結し、それらの資金及び財政的資源並びに

その他の資金及び財政的資源が、自国民又は自国領域内の者によってオサマ・ビン・ラーデン、関係する者及び団体、オサマ・ビン・ラーデン又は同人と関係を有する個人若しくは団体により直接又は間接に所有又は管理される団体（アル・カイダ組織を含む。）の利益のために、直接又は間接に利用可能となることのないよう確保すること。また、同理事会は、委員会に対し、各国及び地域機関により提供される情報に基づき、オサマ・ビン・ラーデンと関係を有するとして指定される個人及び団体（アル・カイダ組織に属するものを含む。）の最新の一覧表を保全するよう要請する。

○国際連合安全保障理事会決議第千三百九十号（和訳）（抄）

2 すべての国が、決議第一二六七号（一九九九）及び決議第一三三三号（二〇〇〇）に従って作成され、決議第一二六七号（一九九九）に基づき設立された委員会（以下「委員会」という。）により定期的に更新される名簿に記載されるオサマ・ビン・ラーデン、アルカイダ組織及びタリバーンの構成員並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、次の措置をとること決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資産を含む。）を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることのないことを確保すること。

(b)・(c) (略)

○国際連合安全保障理事会決議第千九百八十八号（和訳）（抄）

1 すべての国が、この日より前にタリバーンとして指定された個人及び団体、並びに本決議の採択日の時点で決議第1267号（1999年）及び第1333号（2000年）に基づき設立された委員会の統合リストのセクションA（タリバーンと関係を有する個人）及びセクションB（タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業）において指定された、それらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体、並びに30の規定において設立される委員会によって指定されるアフガニスタンの平和、安定、安全に対する脅威を構成することに関してタリバーンと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体（以下「リスト」という。）に対し、次の措置をとることを決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理された財産から生ずる資金を含む。）を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって、直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることがないように確保すること。

(b)・(c) (略)

30 安全保障理事会の仮手続規則の規則²に従って、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会（以下「委員会」という。）を設置し、次の任務を遂行することを決定する。

(a) 1に規定されるリストに関連して、リストへの掲載要請、リストからの削除要請及び既存の情報に対して提案された更新情報を検討すること。

(b) アル・カイダ、タリバン及び関連する個人及び団体に関して、決議第1267号（1999年）に基づき設立された委員会において本決議の採択日の時点で審理未了であった統合リストのセクションA（タリバンと関係を有する個人）及びセクションB（タリバンと関係を有する団体、その他の集団及び企業）に関連する掲載要請、削除要請及び既存の情報に対して提案された更新情報を検討すること。

(c) 定期的に1に規定されるリストの情報を更新すること。

(d)・(p) (略)

○国際連合安全保障理事会決議第千九百八十九号（和訳）（抄）

1 すべての国が、決議第1267号（1999年）及び決議第1333号（2000年）に従って作成される統合リストのセクションC（アル・カイダと関係を有する個人）及びセクションD（アル・カイダと関係を有する団体、その他の集団及び企業）に記載される者並びにこの決議の採択の日以降に指定される者（アル・カイダ制裁リストという。）を含む、アル・カイダ並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対して、決議第1333号（2000年）8(c)並びに決議第1390号（2002年）1及び2の規定によってこれまでに課された次の措置をとることを決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源（これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資金

を含む。)を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国民又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることがないように確保すること。

(b)・(c) (略)

2 決議第1988号(2011年)に従い、決議第1267号(1999年)及び第1333号(2000年)に従って設置された委員会の統合リストのセクションA(タリバーンと関係を有する個人)及びセクションB(タリバーンと関係を有する団体、その他の集団及び企業)に以前含まれていた、タリバーン及びそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体はこの決議によって規律されないことに留意し、アル・カーイダ制裁リストがアル・カーイダと関係を有する個人、団体、集団及び企業の名称のみを含めることを決定する。

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百二十四号)(抄)

(公告)

第三条 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千三百三十三号その他の政令で定める同理事会決議(附則第二条において「第千二百六十七号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが、同理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千九百八十八号その他の政令で定める同理事会決議により設置された委員会の作成する名簿(以下単に「名簿」という。)に記載されたときは、国家公安委員会は、遅滞なく、その旨、その者の氏名又は名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公告するものとする。この場合において、当該公告された者の所在が判明しているときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に対し、当該公告に係る事項を通知するものとする。

2・3 (略)

(指定)

第四条 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第千三百七十三号(以下この項及び附則第二条において「第千三百七十三号決議」という。)に定める国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の各号のいずれにも該当する者(前条第一項の規定により公告された者(現に名簿に記載されている者に限る。第九

条において同じ。)を除く。)を、第千三百七十三号決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、三年を超えない範囲内で期間を定めて指定するものとする。

一 (略)

二 次のいずれかに該当する者

イ・ロ (略)

ハ 第千三百七十三号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し、当該措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国として政令で定めるものいずれかにより、この法律に相当する当該国の法令に従い、当該措置がとられている者

(仮指定)

第八条 国家公安委員会は、第四条第四項の規定及び行政手続法第十三条第一項の規定によつては財産の隠匿その他の行為により指定後に次章の規定による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、仮に指定をすることができる。

2 前項の規定による指定(以下「仮指定」という。)の効力は、当該仮指定について第五条第一項の規定による公告があつた日(次項において「公告日」という。)から起算して十五日とする。

3 国家公安委員会は、仮指定をしたときは、公告日から起算して十五日以内に、意見の聴取を行わなければならない。

4 行政手続法第三章第二節(第二十八条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取(以下この条において単に「意見の聴取」という。)について準用する。この場合において、同法第十五条第一項中「聴取を行うべき期日までに相当な期間において」とあるのは、「速やかに」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 9 (略)

(公告国際テロリストに対する行為の制限)

第九条 第三条第一項の規定により公告された者又は指定(仮指定を含む。第十七条第六項及び第二十四条において同じ。)を受けている者(以下「公告国際テロリスト」と総称する。)は、次に掲げる行為をしようとするときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の許可を受けなければならない。

一 金銭、有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の

規定により有価証券とみなされる権利を含む。）、貴金属等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第四十号に規定する貴金属等をいう。）、土地、建物、自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。第十七条第一項において同じ。）その他これらに類する財産として政令で定めるもの（その価額が政令で定める額を超えるものに限る。以下「規制対象財産」という。）の贈与を受けること。

二・三（略）

四 預貯金に係る債務その他の政令で定める金銭債務（第十五条第四号において「預貯金等債務」という。）の履行を受けること（前三号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

五（略）

第十七条 公告国際テロリストが所持している規制対象財産（土地、建物、自動車その他携帯することができない財産として政令で定めるものを除く。以下この条、第二十四条及び第二十九条第三号において同じ。）の一部が、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該公告国際テロリストの住所地等（日本国内に住所地等がないとき、又は日本国内の住所地等が知れないときは、当該規制対象財産の所在地）を管轄する公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該公告国際テロリスト又はこれに代わって当該規制対象財産を管理する者に対し、その該当しない部分の規制対象財産の提出を命じ、提出された規制対象財産を仮領置することができる。

238（略）

（方面公安委員会への権限の委任）

第二十六条 この法律の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

第四条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（警察法の一部改正）

第五条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三章の規定による措置に要する経費

○行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第二節 聴聞

（聴聞の通知の方式）

第十五条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

一 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

二 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

（代理人）

第十六条 前条第一項の通知を受けた者（同条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。

3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

（参加人）

第十七条 第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認めるときは、当事者以外の者であつて当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第二項第六号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第十八条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第二十四条第三項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があつた時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。ない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に依じて必要となつた資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前二項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第十九条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他政令で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

- 一 当該聴聞の当事者又は参加人
- 二 前号に規定する者の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- 三 第一号に規定する者の代理人又は次条第三項に規定する補佐人
- 四 前三号に規定する者であったことのある者
- 五 第一号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 六 参加人以外の関係人

(聴聞の期日における審理の方式)

第二十条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

(陳述書等の提出)

第二十一条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。
(続行期日の指定)

第二十二条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、さらに新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。

ない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第十五条第三項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第二十三条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第二十一条第一項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第一項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第二十五条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情にかんがみ必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第三項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第二十二条第二項本文及び第三項の規定は、この場合につい

て準用する。

(聴聞を経てされる不利益処分決定)

第二十六条 行政庁は、不利益処分決定をするときは、第二十四条第一項の調書の内容及び同条第三項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならぬ。

(不服申立ての制限)

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号(第二十二條第三項において準用する場合を含む。)に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

(役員等の解任等を命ずる不利益処分をしようとする場合の聴聞等の特例)

第二十八条 第十三条第一項第一号ハに該当する不利益処分に係る聴聞において第十五条第一項の通知があつた場合におけるこの節の規定の適用については、名あて人である法人の役員、名あて人の業務に従事する者又は名あて人の会員である者(当該処分において解任し又は除名すべきこととされている者に限る。)は、同項の通知を受けた者とみなす。

2 前項の不利益処分のうち名あて人である法人の役員又は名あて人の業務に従事する者(以下この項において「役員等」という。)の解任を命ずるものに係る聴聞が行われた場合においては、当該処分における名あて人が従わないことを理由として法令の規定によりされる当該役員等を解任する不利益処分については、第十三条第一項の規定にかかわらず、行政庁は、当該役員等について聴聞を行うことを要しない。

○資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)(抄)

(定義)

第三条 この章において「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物(以下この章において「証票等」という。)に記載され、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法

その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第三項において同じ。）に依する対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される金額に依する対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証券等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に依する対価を得て発行される証券等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証券等に記録される物品又は役務の数量に依する対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であつて、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

2 8 (略)

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

一 14 (略)

十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの

十六 21 (略)

2 3 9 (略)

○小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「小型船舶」とは、総トン数二十トン未満の船舶のうち、日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）又は日本船舶以外の船舶（本邦の各港間又は湖、川若しくは港のみを航行する

船舶に限る。)であつて、次に掲げる船舶以外のものをいう。

- 一 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船
- 二 ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟、係留船その他国土交通省令で定める船舶

○航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供することができる機器をいう。

2
2 1 (略)

○保険業法(平成七年法律第五号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「保険業」とは、人の生存又は死亡に関し一定額の保険金を支払うことを約し保険料を收受する保険、

一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、第三条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(次に掲げるものを除く。)をいう。

- 一 他の法律に特別の規定のあるもの
- 二 次に掲げるもの

イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの

ロ 一の会社等(会社(外国会社を含む。以下この号において同じ。))その他の事業者(政令で定める者を除く。)をいう。又はその役員若しくは使用人(役員又は使用人であつた者を含む。以下この号において同じ。))が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。)を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員(組合員であつた者を含む。又はその親族を相手方として行うもの)

ニ 会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。)に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。又はその学生が構成する団体がその

学生又は生徒を相手方として行うもの

へ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)がその構成員を相手方として行うもの

ト イからへまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの(政令で定めるものを除く。)

2
4 2
(略)

○簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)(抄)

(政府保証)

第三条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、簡易生命保険契約(以下「保険契約」という。)に基づく保険金、年金等の支払に係る公社の債務を保証する。

○郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号)(抄)

(法律の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 三 (略)

四 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)

五 十三 (略)

○農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)(抄)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 九 (略)

十 共済に関する施設

十一 十五 (略)

②～④ (略)

○水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～十 (略)

十一 組合員の共済に関する事業

十二～十六 (略)

2～10 (略)

（事業の種類）

第九十三条 水産加工業協同組合（以下この章及び次章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～六 (略)

六の二 組合員の共済に関する事業

七～十 (略)

2～9 (略)

（事業の種類）

第一百条の二 共済水産業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業を行うことができる。

一 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所属員」と総称する。）の共済に関する事業

二 (略)

2～4 (略)

○警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）（抄）

（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。

一〜八 (略)

九 武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処事態における攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災害への対処に関する措置その他の武力攻撃事態等及び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに国の機関と共同して行うこれらの措置についての訓練に要する経費

十 犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十一 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

○警察庁組織令(昭和二十九年政令第百八十号)(抄)

(警備企画課)

第三十七条 警備企画課においては、次の事務をつかさどる。

一〜七 (略)

八 前号に規定する活動に関する警備犯罪の取締りに関すること(外事情報部の所掌に属するものを除く)。

九 前各号に掲げるもののほか、局内の他の所掌に属しないこと。